

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>銀行法施行規則別紙様式第3号等の損益計算書の記載上の注意4について</p> <p>(他の別紙様式についても同様)</p>	<p>今回の改正は企業会計基準第24号を踏まえた改正とのことであるため、現行の「前期損益修正」を削除するのみに留めるか、改正案の「非経常的な利益又は損失」を企業会計原則注解12(1)に合わせて「臨時損益」とすることが適切と考えます。</p> <p>(理由) 企業会計原則注解12では、特別損益に属する項目として臨時損益があるとされており、なお書きにおいて「特別損益に属する項目であっても、金額の僅少なものは毎期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる」とされていますので、会計基準の原則的な取扱いと整合する記載が望ましいと考えます。</p> <p>補足:改正案が「臨時損益」を使わず「非経常的」とされているのは、公表財務諸表にはない利益概念である業務純益を算出する際の臨時費用・収益と区別することを意図されているとすれば、臨時費用・収益は経常損益を区分する項目ですので、特別損益としての属性である会計基準上の用語「臨時損益」を使用することに問題ないと考えております。</p>	<p>「前期損益修正」を削除するのみに留めるべきとの御意見については、改正前の「前期損益修正その他異常な利益又は損失」と規定していた箇所における「その他」が、「前期損益修正」と「異常な利益又は損失」が並列の関係であることを示していたものであるため、単に「前期損益修正」を削除するのみに留め、「その他異常な利益又は損失」を残すことは、「その他」という用語の用例から不適切であると判断しました。</p> <p>「臨時損益」とすべきとの御意見については、御意見の最後に補足として記載していただいた事情を踏まえ、特別損益にかかる記載上の注意の中で「臨時損益」という用語を用いることにより、業務純益を算出する際の「臨時費用」・「臨時収益」との混乱を招くおそれがあることから、原案のとおり、「非経常的な」とさせていただきます。</p>
2	<p>銀行法施行規則別紙様式第1号他「株主の状況」</p>	<p>「株主の状況」脚注:「ただし銀行がニ以上の株式を発行している場合…所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること」は「ただし…」その種類ごとに所有株式数の多い順に10名を記載するとともに”所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること」とすべきである。</p> <p>ちなみに、有価証券報告書も同様の規定のせいで意味のない記載となっている。すみやかに改正すべきである。</p>	<p>御意見の中で記載していただいているとおり、当該記載は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」と同様のものであり、議決権の多い順に10名を併せて記載することを求めています。</p> <p>「株式の種類ごとに所有株式数の多い順に10名」の記載までは不要と考えますので、「企業内容等の開示に関する内閣府令」と同様の規定としている原案のとおりとさせていただきます。</p>

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	銀行法施行規則別紙様式第9号・第14号 「財産及び損益の状況」	<p>「財産及び損益の状況」の脚注： A)「1株当たりの当期純利益は、・・・前事業年度の期首に・・・仮定して算定すること」は、他の様式同様に「”当該”事業年度の期首に」とすべきである。 B)当該項目は、4期分の推移表の形式となっている。その場合、株式会社併合・株式分割の補正は何期分に対して行うべきなのか明らかでない。</p>	御意見を踏まえ、再検討いたします。
4	銀行法施行規則別紙様式第1号他	<p>諸表の「前期末残高」を「当期首残高」とすることについてこれは日本語として誤りである。 従来通り「前期末残高」または「繰越残高」等とすべきである。 けだし、たとえば期初日を効力発生日とする組織再編(合併など)があった場合、当該組織再編は期首に生じ、期首残高は前期末残高と異なっている道理だからである。 前期末の23時59分59.99・・・秒と期首0時00分00秒はまったく異なるのである。 ASBJの見解(誤謬の・・・)に応じて既に会社計算規則が改正されているが、これは日本語の用法の誤謬であり、正されるべきである。 財務諸表の統制を所管する金融庁としてリーダーシップをとって改正に動いていただきたい。</p>	御意見の中で記載していただいているとおり、当該記載は、「会社計算規則」と同様にしております。また、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」とも同様の記載となっており、原案のとおりとさせていただきたい。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
5	銀行法施行規則別紙様式第3号第3他の「損益計算書」	<p>「損益計算書」の特別利益中「固定資産処分益」及び特別損失中「固定資産処分損」は、それぞれ、「固定資産売却益」及び「固定資産売却損」とすべきである。</p> <p>(理由) 全国銀行協会の勘定科目内訳表では、「固定資産処分損」の内容は、「固定資産の売却損及び除却損(売却及び除却費用を含む)。当期圧縮損を含む。」とされている。臨時損益は、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「過年度遡及会計基準」という。)適用後も特別損益に属する項目となるが、企業会計原則〔注12〕(1)に例示されているのは、「固定資産売却損益」であって、「固定資産除却損」は例示されていない。財務諸表等規則第95条の3(特別損失の表示方法)においても、「固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他」となっている。</p> <p>固定資産除却損は、耐用年数及び残存価額(固定資産の耐用年数到来時において予想される当該資産の売却価格又は利用価格から解体、撤去、処分等の費用を控除した金額。監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」第19項参照。)の見積りの見直し(会計上の見積りの変更)が適時適切に行われ、その都度、固定資産の減価償却に反映されていれば発生しないはずのものであり、固定資産売却損とは異質のものである。過年度遡及会計基準第55項においては、「過去の財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき最善の見積りを行った場合には、当期中における状況の変化により会計上の見積りの変更を行ったときの差額、又は実績が確定したときの見積金額との差額は、その変更のあった期、又は実績が確定した期に、その性質により、営業損益又は営業外損益として認識することとなる」とされている(除却時に確定した差額も、固定資産除却損ではなく、除却した期の減価償却費として認識することが適切と考えられる。)</p> <p>財務諸表等規則ガイドライン95の2には、「1 その他の項目を示す科目には、設備の廃棄による損益(当該会社において経常的に発生するものを除く。)、(中略)、通常の取引以外の原因に基づいて発生した臨時的損失等を記載するものとする。」と記載されており、真に臨時的な要因により行われた固定資産の除却時に生じた損失を特別損失として表示することはあり得るが、固定資産売却損とは区分して表示すべきであり、そのことを明らかにするため、様式上の勘定科目名は「固定資産売却損」とすることが適切と考えられる。</p>	<p>「損益計算書」の記載上の注意において、「法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。」と規定しています。</p> <p>「固定資産除去損」についても、その性質や金額に重要性がある場合等には独立掲記するなど、金融機関において適切に会計処理されるものと考えております。</p> <p>したがって、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」を、それぞれ、「固定資産売却益」及び「固定資産売却損」と改正する特段の必要性はないものと考えており、原案のとおりとさせていただきたい。</p>